

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則

第四条第六項の規定により納付すべき手数料等の額を定める政令案要綱

第一 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法附則第四条第六項の規定により納付すべき手数料等の額を定めること。  
（第一条から第三条まで関係）

第二 この政令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年十月一日）から施行すること。  
（附則関係）